

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

1. 競争入札に付する事項

(1) 委託業務題目

データ・情報基盤の構築と活用の総合的推進

(2) 委託業務の目的等

入札説明書による。

(3) 委託業務実施期間

平成29年7月24日（月）から平成30年3月9日（金）

(4) 入札価格の算定

入札価格の算定は、科学技術・学術政策研究所委託契約事務処理要領の定めにより、適切に行うこと。

(5) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので総合評価のための書類を提出すること。なお落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（入札金額の算定においては、その算定基礎のうち課税仕入れの対象となる経費の消費税及び地方消費税の金額を除く。）に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者（競争加入者又はその代理人を含む。以下同じ。）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争に参加する者に必要な資格要件に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成28・29・30年度における「役務の提供等」の競争契約の参加資格（全省庁統一資格）において、関東・甲信越の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。

(4) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

(5) 支出負担行為担当官から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(6) 入札説明書の交付を受けた者であること。

3. 入札書の提出場所等

(1) 入札書及び提案書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 科学技術・学術政策研究所 総務課 若宮

電話 03-3581-2391 内線 7012

(2) 入札説明書の交付方法

平成29年5月25日（木）15時00分から上記3.(1)の交付場所にて交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成29年5月30日（火）14時00分

- 文部科学省 16階 科学技術・学術政策研究所 小会議室（16V）
- (4) 入札書及び提案書類の受領期限
平成29年6月15日（木）15時00分
 - (5) 技術審査の日時及び場所
平成29年6月26日（月）14時00分
文部科学省 16階 科学技術・学術政策研究所 小会議室（16V）
技術審査の開催時間については、入札者に対して 6月23日（金）18時00分までに通知する。
 - (6) 開札の日時及び場所
平成29年7月10日（月）14時00分
文部科学省 16階 科学技術・学術政策研究所 小会議室（16V）

4. その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
 - ① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に総合評価のための書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し、説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
 - ② この一般競争に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (4) 入札の無効
 - ① 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
 - ② 4（3）②の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
本公告に示した業務を実施できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で指定する必須とした項目の最低限の要求要件をすべて満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を定める。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

平成29年5月22日

支出負担行為担当官
科学技術・学術政策研究所長
加藤 重治

仕 様 書

1. 委託業務題目

データ・情報基盤の構築と活用の総合的推進

2. 委託業務の目的

科学技術・学術政策研究所（以下、「研究所」という。）では、文部科学省「科学技術イノベーション政策における『政策のための科学』」推進事業におけるデータ・情報基盤整備の一環として、データ・情報基盤の構築とその活用を総合的に推進している。

本委託業務では、昨年度までに構築したデータ・情報基盤の継続的な整備を進めるとともに、政府の研究開発ファンディングに関するデータ・情報などの今後の活用の方向性を示し、さらには、日本全体としての様々なデータ・情報の科学技術イノベーション政策やマネジメントへの活用を推進させるための有用な知見を提供することを目的とする。

3. 委託業務の内容

受託者は、上記目的を達成するため、以下の（１）～（４）の業務を実施し、成果物を研究所に提出する。受託者は、業務の実施にあたって、研究所担当職員と定期的に打ち合わせを行い、業務の進捗報告等を行うこと。

また、受託者は業務内容について不明な点が生じた場合や、データ処理手法や調査内容等についての判断が必要な場合には、研究所担当職員の指示を仰ぐこととする。

（１）各種データベースのデータ追補

ア 「NISTEP 重要施策データベース」のデータ追補

受託者は、平成２８年版「科学技術白書」までの内容を収録した「NISTEP 重要施策データベース」に対して、平成２９年６月に文部科学省より電子データとして公開される平成２９年版「科学技術白書」の記載内容に基づきデータを追補すること。

受託者は、作成した重要施策データベースを平成２９年９月３０日までに研究所担当者に提出すること。

イ 「NISTEP 資源配分データベース」のデータ追補

受託者は、平成２８年度分までの内容を収録した「NISTEP 資源配分データベース」に対して、平成２９年度分までのデータを追補すること。追補に必要なデータ等は、研究所から提供される。

ウ 「NISTEP 基本政策系列データベース」のデータ追補

受託者は、科学技術基本計画をはじめとする基本政策のテキストデータとそれを表にまとめたデータベースを収録した「NISTEP 基本政策系列データベース」に、未収録の「科学技術・イノベーション総合戦略」（2013 年公開）及び「科学技術・イノベーション総合戦略 2017」のデータを追補すること。

エ 「データ・情報基盤リンク集」のデータの更新

受託者は、国内外の各種のデータ・情報基盤に関する Web サイトが新たに現れているかを調査し、発見した場合、本リンク集に追補すること。

また、後述の（２）～（４）を進める過程で得られた新規情報についても本リンク集に追補すること。

（２）データ・情報基盤を活用する研究者・専門家へのインタビュー調査

受託者は、データ・情報基盤を活用している、あるいは関連する研究や分析を実施している大学・公的機関・民間等の研究者・専門家等に対してインタビュー調査（１０名程度）を実施し、日本の様々な場におけるデータ・情報の科学技術イノベーション政策やマネジメントへの活用を推進させるための課題や、今後、どのようなデータ・情報をどのように進化させていくべきか、またデータ・情報をどのように活用するか、等を取りまとめること。

（３）関係機関ネットワーク会合による検討

ア 関係機関ネットワーク会合の運営・活動支援

受託者は、2013 年度より研究所が組織・運営する「関連機関ネットワーク会合」の運営、活動の支援を行うこと。「関連機関ネットワーク会合」では、下記の検討等を行うこと。

- 1) ファンディングに関するデータの適切な活用に関する提言のとりまとめ
- 2) ファンディングの成果把握とイノベーション計測という視点からのファンディングデータの活用のあり方に関する検討
- 3) ファンディングプログラム情報（用語、分野区分、各種 ID）の整理と制度間データ接続の可能性の検討
- 4) 国内外の関連動向や各機関の状況・課題の情報共有、機関内データ基盤の整備と活用（分析）状況に関する情報交換

受託者は、上記の 1)～4)の検討等を支援するための情報収集・整理、関係機関ネットワーク会合での議論のための資料作成等を行うこと。

同会合のメンバーは１０名程度とし、本委託業務の契約期間中に３回程度開催すること。

ただし、旅費・諸謝金の支給は本委託に含まず、開催場所については、原則とし

て研究所の会議室を使用する。

イ 報告資料の作成等

受託者は、上記（２）アの会合の終了後、すみやかに議事録を作成すること。

受託者は、会合で検討した内容、及び調査・情報収集した内容を、可能な限り公開報告書とすることを想定した報告資料に取りまとめること。

（４）科学技術イノベーション政策に資するデータ・情報基盤の調査・検討

受託者は、政府の研究開発投資の効果の把握や科学技術イノベーション政策の立案・実施状況把握・評価のためのエビデンスの充実に資するデータ・情報のあるべき姿・状況を示し、日本の様々な関係機関等の取り組みや有機的な連携を促進させるために、以下のア、イ、ウに示す内容の調査・検討を行い、報告資料として取りまとめること。

ア 政府の研究開発投資や政策の成果・効果を示すためのデータ・情報

研究開発ファンディングの成果や政府の科学技術イノベーション政策の効果を示すために有効なデータ・情報として、どのようなものがあるか、また、今後、どのようなものが活用可能であるかを示すこと。その際には、どのようなデータが欠けているために研究開発投資の効果が把握できないのかといった観点から、日本全体のデータ・情報を見直すこと。

また、昨年度に実施した79種類のファンディングプログラムについての分析（※）の結果を研究所から提供するので、分析対象を下層のプロジェクトレベルに広げるなど、その発展・充実を本項目の一部に含めること。

（※） 内閣府の「独立行政法人・国立大学法人等の科学技術関係活動に関する調査」の調査結果（公表資料）に基づき、「戦略的創造研究推進事業」（JST）や「ナショナルプロジェクト」（NEDO）をはじめとする79種類のファンディングプログラムについて成果目標等を分析した。

イ 研究開発関連プログラム／プロジェクトの企画・立案等に有効なデータ・情報

ファンディング機関や研究開発実施機関が、研究開発関連プログラム／プロジェクトの企画・立案や外部との連携の企画・検討等を行うために有効なデータ・情報は、どのようなものであり、また、今後、どのようなものが整備可能であるかを示すこと。

ウ その他の各種のデータ・情報

日本の様々な場において科学技術イノベーション政策やマネジメントに活用するデータ・情報として重要性が高い項目を具体的に特定・例示し、それを実際に活用するために必要な課題等を、できるだけ具体的なデータを伴った形で示すこと。

なお、上記ア、イ、ウの実施に際しては、どのような機関にどのようなデータがあり、それがどの程度の有効性を持っているか、開示の可能性はどの程度か、さらにどのように改善すれば有効に活用できるようになるか、といった観点に立ち、日本におけるデータの現状と将来像の全貌を俯瞰できるように報告書としてまとめること。

また、取り上げるデータ・情報の問題点や今後の課題等を、できるだけ具体的なデータを伴った形で示すこと。

4. 委託業務実施期間

契約日から平成30年3月9日（金）

5. 成果物

委託業務の成果物として、電子媒体を提出すること。ただし、以下において〔電子媒体及び紙媒体〕としたものは電子媒体及び紙媒体（各1部）を提出すること。

成果物は「3. 委託業務の内容」に基づき以下のものを含むこと。

(1) 各種データベースのデータ追補

- ・データ追補を実施した重要施策データベースの電子データ
〔電子媒体〕
- ・データ追補を実施した資源配分データベースの電子データ
〔電子媒体〕
- ・データ追補を実施した基本政策系列データベースの電子データ
〔電子媒体〕
- ・データの更新を実施したデータ・情報基盤リンク集の電子データ
〔電子媒体〕

(2) データ・情報基盤を活用する研究者・専門家へのインタビュー調査

- ・インタビュー結果をとりまとめた報告資料
〔電子媒体及び紙媒体〕

(3) 関係機関ネットワーク会合による検討

- ・検討結果及び調査等の成果をとりまとめた報告資料
〔電子媒体及び紙媒体〕

(4) 科学技術イノベーション政策に資するデータ・情報基盤の調査・検討

- ・調査・検討結果をとりまとめた報告資料
〔電子媒体及び紙媒体〕

(5) 本委託業務全体についての成果報告書

[電子媒体及び紙媒体]

6. 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託業務に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別に示す総合評価基準に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

総合評価基準の「評価項目及び得点配分基準」と同様。

7. 無償貸付を行う物品

研究所は、受託者に対し、下記の資料の無償貸付を行う。

- ・平成 28 年度委託事業「データ・情報基盤構築とデータ提供事業の総合的推進」報告書
- ・平成 28 年版までの科学技術白書の内容を収録した「NISTEP 重要施策データベース」
- ・平成 28 年度までに作成された科学技術関係経費の内容を収録した「NISTEP 資源配分データベース」
- ・平成 29 年度に作成される科学技術関係経費の資源配分に関するデータ
- ・上記以外に、平成 29 年度に科学技術・学術政策研究所が実施した「データ・情報基盤の構築と活用の総合的推進」によって作成したデータ・情報・資料等
- ・その他、必要なデータ・情報

8. 守秘義務

- (1) 受託者は、本委託業務の実施で知り得た非公開の情報を如何なる者にも漏洩してはならない。
- (2) 受託者は、本委託業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意をもって管理し、本委託業務以外に使用してはならない。

9. その他

- (1) この仕様書に記載されていない事項，または本仕様書について疑義が生じた場合は，研究所と適宜協議を行うものとする。
- (2) 本委託業務の実施にあたっては，科学技術・学術政策研究所委託契約事務処理要領により適切に行わなければならない。

総合評価基準

本資料は、支出負担行為担当官科学技術・学術政策研究所長が委託する「データ・情報基盤の構築と活用の総合的推進」に係る入札の評価に関する基準について規定したものである。

1. 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

なお、入札価格点については、小数点以下3位を切り捨てるものとする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

2. 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、別冊の仕様書、別紙の評価項目及び得点配分基準及び加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が科学技術・学術政策研究所としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- (1) 評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。
- (2) 仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査会等において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。
- (3) 技術点は、各技術審査職員等が採点したものの平均点を用いることとし、その平均点については、小数点以下3位を切り捨てるものとする。

3. 得点配分

区分	入札価格点	技術点	合計
配点	50	100	150

4. 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格に評価方法により得られた入札価格の得点に2の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。
- ② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。

- (2) 上記数値の最も高い者が2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

「データ・情報基盤の構築と活用の総合的推進」

評価項目及び得点配分基準（*：必須の事項 ●：価格と同等に評価できない項目）

区分	評価項目（要求要件）	基礎点	加点
●	1. 調査業務の実施方針	25	25
	1-1. 調査内容の妥当性、独創性	10	10
	* 1-1-1. 仕様書記載の調査内容について全て提案されていること。 （仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じ加点する。）	5	10
	* 1-1-2. 偏った調査内容となっていないこと。	5	
	1-2. 調査方法の妥当性、独創性	10	10
	* 1-2-1. 調査の対象選定・分析方法が妥当であること。 （分析手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。）	5	10
	* 1-2-2. 調査項目・調査手法が明確であること。	5	
	1-3. 作業計画の妥当性、効率性	5	5
	* 1-3-1. 作業の日程・手順等に無理が無く、目的に沿った実現性があること。 （作業の日程・手順等が効果的であれば加点する。）	5	5
	2. 組織の経験・能力	15	12
	2-1. 組織の類似調査業務の経験	5	4
	* 2-1-1. 過去に類似の調査を実施した実績があること。 （類似調査の実績内容により加点する。）	5	4
	2-2. 組織の調査実施能力	10	4
	* 2-2-1. 業務を実施する人員が確保されていること。	5	
	2-2-2. 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。		4
	* 2-2-3. 業務を実施する上で適切な財政基盤、経理能力を有していること。	5	
	2-3. 調査業務に当たってのバックアップ体制		4
	2-3-1. 円滑な業務実施のための人員補助体制が組まれていれば加点する。		4
	3. 業務従事予定者の経験・能力	10	10
	3-1. 業務従事予定者の類似調査業務の経験	5	5
	* 3-1-1. 過去に類似の調査を実施した実績があること。 （業務従事予定者が過去に研究機関の類似調査の受託実績を有していれば加点する。）	5	5
	3-2. 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性	5	5
	* 3-2-1. 調査内容に関する知識・知見を有していること。	5	
	3-2-2. 調査内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。		5
	4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標		3
	○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）を受けていること。 ○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定・プラチナくるみん認定）を受けていること。 ○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。		3
	合 計	50	50

注 価格点：技術点 = 50点：100点（1：2）

「データ・情報基盤の構築と活用の総合的推進」加付付与基準

加 点 評 価 項 目	評 価 区 分		
	大変優れている	優れている	やや優れている
1. 調査業務の実施方針			
1-1-1. 仕様書に示した内容以外の独自の提案について	10	6	2
1-2-1. 分析手法に業務成果を高めるための工夫について	10	6	2
1-3-1. 作業の日程・手順等の効率性について	5	3	1
2. 組織の経験・能力			
2-1-1. 類似調査の実績内容について	4	2	1
2-2-2. 幅広い知見・人材ネットワーク・優れた情報収集能力について	4	2	1
2-3-1. 円滑な業務実施のための人員補助体制について	4	2	1
3. 業務従事予定者の経験・能力			
3-1-1. 研究機関の類似調査の受託実績について	5	3	1
3-2-2. 調査内容に関する人的ネットワークについて	5	3	1
4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。		
○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）			
・ 1段階目（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）	1		
・ 2段階目（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）	2		
・ 3段階目	3		
・ 行動計画（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主に限る。 （常時雇用する労働者の数が300人以下、計画期間が満了していない行動改革を策定している場合のみ）	0.5		
○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定			
・ くるみん認定	1		
・ プラチナくるみん認定	2		
○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定			
・ ユースエール認定	2		